

議案第4号

愛西市手数料条例の一部改正について

愛西市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、戸籍法の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市手数料条例の一部を改正する条例

愛西市手数料条例（平成17年愛西市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1（1）戸籍謄抄本及び記録事項証明の項を次のように改める。

戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍 証明書	1通	450円	広域交付 を含む。
------------------------	----	------	--------------

別表第1（1）中

除籍謄抄本及び記録事項証明	1通	750円	
---------------	----	------	--

を

戸籍電子証明書提供用識別符号 （情報通信技術を活用した行政の 推進等に関する法律（平成14年 法律第151号）第7条第1項の 規定により同法第6条第1項に規 定する電子情報処理組織を使用す る方法（総務省令で定めるものに 限る。以下同じ。）により戸籍電 子証明書提供用識別符号の発行を 行う場合（当該発行に係る戸籍電 子証明書の請求が同条第1項の規 定により同項に規定する電子情報 処理組織を使用する方法により行 われた場合に限る。）における当該 発行及び戸籍電子証明書提供用識 別符号の発行に係る戸籍電子証明 書の請求を行う者が同時に当該戸 籍電子証明書が証明する事項と同 一の事項を証明する戸籍の謄本若	1件	400円	
---	----	------	--

に

しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)			
除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書	1通	750円	広域交付を含む。

改める。

別表第1(1)除籍記載事項証明の項の次に次のように加える。

除籍電子証明書提供用識別符号 (情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合 (当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	1件	700円	
---	----	------	--

別表第1(1)戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第2項の書類に記載した事項の証明書の項中「又は戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第2項の書類に記載

した事項の証明書」を「、戸籍に関する届書その他の書類に記載した事項の証明書又は届書等情報の内容の証明書」に改め、同表戸籍法第48条第2項の書類の閲覧の項中「戸籍法第48条第2項の書類の閲覧」を「戸籍に関する届書その他の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。